



2009年11月

RWI お知らせ No.06 – 不当表示や不正行為への対応について

関係各位

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ここ最近アフリカ向け中古車両輸出において、決して望ましいとはいえない行為が数件起きており、輸入規制機関より下記報告を受けております。弊社といたしましては、各関係者の皆様に当お知らせにご留意いただきたく、お願い申し上げます。

報告内容（下記に限りません。）；

- 「新車」の状態とする車両の不当表示。
- 以前の事故によるダメージの不当表示や不正な申告。
- 悪用目的で（不正に）RWI 証明書を取得するための、検査前や完了後の部品交換。
- 車両製造年を偽ろうとする行為。
- 支払い済み車両の引渡し不履行。
- 「存在しない」車両を販売する詐欺行為。

輸入国は、上記のような行為による損害の撲滅を望んでいます。

上記行為を行ったことが判明した輸出者やディーラーは、規制機関関連者によりブラックリスト化されることとなります。

更に、輸入国の間で情報は共有され、懲罰的な影響を及ぼすことになりかねません。

各関係者の皆様には、当お知らせにご留意いただき、輸出車両に対して責任ある行動をとっていただきたく、お願い申し上げます。

以上

Page 1 of 1